

## 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて（ご案内）

当委員会では、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの受付を原則として毎月の受付期間で締切り、毎月20日前後に開催される総会までに地元農業委員等と事務局で現地調査を行い（申請人には申請地のご案内をお願いいたします）、その結果を総会に諮り、承認された後証明書を発行いたします。

### ~~~~~証明願いに必要な提出書類~~~~~

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 相続税の納税猶予に関する適格者証明書<正・副>               | 各1部 |
| 特例適用農地等の明細書を正・副に付ける（割印）                  | 各1部 |
| 2. 遺産分割協議書<原本及び写し>                       | 各1部 |
| 3. 土地名寄帳の写し又は土地評価証明書<原本及び写し>（固定資産税課にて）   | 各1部 |
| 4. 土地全部事項証明書<納税猶予を受ける土地のみ、原本及び写し>（法務局にて） | 各1部 |

提出いただいた各種原本は、確認後返却いたします。

相続税申告期限の間に提出された証明願いには、相続税の納税猶予が受けられない場合がありますので、申告期限までの余裕をみて提出してください。

#### 特例の適用が受けられる（相続税の納税猶予が受けられる）者の要件

##### （1）被相続人の要件

相続税の納税猶予を受ける農地で死亡の日まで農業を営んでいた人

##### （2）相続人の要件

相続税の申告期限（被相続人の死亡後10ヶ月以内）までに農業経営を開始し、その後も引き続き永年（改正以前は20年以上）農業経営を行うと認められる人

#### 特例の対象となる農地

- （1）被相続人が農業の用に供していた土地で、申告期限までに遺産分割協議書が整ったもの。（相続登記が完了していなくても証明願いの申請はできますが、遺産分割協議書が整わない場合は申請できません。）
- （2）被相続人から生前一括贈与により取得した農地で、被相続人の死亡時までその特例の適用（贈与税の納税猶予）を受けていたもの。

**注 意**・・・家庭菜園、農業用物置、車庫、庭地、家畜の運動場、その他農地以外に転用されているものは、特例の対象農地にいたしません。

納税猶予の適用を受けた農地を転用する場合、必ず税務署及び農業委員会へご相談ください。

一筆の土地の内に農地ではない部分がある場合は、できるだけ申請前に分筆してください。分筆をしない場合は、図面を付けて申請し、申請する部分が確認できるよう、現地には杭などを打っておいてください。

連絡先 平塚市農業委員会事務局 総務担当

電話 0463-21-9851（直通）